

岩手県監査委員告示第36号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 5月12日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 喜 多 正 敏  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1（1） 監査対象機関名 岩手県花巻警察署
- （2） 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成26年11月11日
  - イ 本監査実施日 平成27年 1月21日
- （3） 監査結果の公表の日 平成27年 3月 6日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
立木の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	財産管理簿の整理がなされていなかった立木については、平成27年 1月28日に財産管理簿の整理を完了した。 今後は、財産管理簿と現況との照合を徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。

- 2（1） 監査対象機関名 岩手県遠野警察署
- （2） 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成26年11月18日
  - イ 本監査実施日 平成27年 1月 7日
- （3） 監査結果の公表の日 平成27年 3月 6日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託業務の執行に当たり、完了確認が不十分なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 委託契約の執行については、職員の意識向上を図るとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。
イ 財産の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 財産管理簿の整理がなされていなかった財産については、平成27年 2月24日に財産管理簿の整理を完了した。 今後は、財産管理登録の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。